3　任意の提出に係る物を領置した場合において、その物が電磁的記録に係る記録媒体であり、当該記録媒体の所有者でない提出者が当該電磁的記録について所有に属するものとみなされる権利（刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）第一条の二の規定により所有に属するものとみなされる場合における権利をいう。）を放棄する旨の意思を表示したときは、任意提出書にその旨を記載させ、又は電磁的記録に係る権利放棄書の提出を求めなければならない。

「第六章　捜索、差押および検証」を「第六章　捜索・差押え等」に改める。

第百三十七条第一項中「差押」を「差押え、記録命令付差押え」に、「または」を「又は」に、「さしつかえない」を「差し支えない」に改め、同条第二項中「当つては」を「当たつては」に、「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第百三十八条中「差押」を「差押え、記録命令付差押え」に改め、「差し押さえるべき物」の下に「、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」を加え、同条に次の一項を加える。

2　刑訴法第二百十八条第二項の規定による差押えの令状を請求するに当たつては、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を明確にして行わなければならない。

第百三十九条第一項中「差押」を「差押え、記録命令付差押え」に改める。

第百四十条第一項中「差押または」を「差押え、記録命令付差押え又は」に、「当つては」を「当たつては」に改め、同条第二項中「差押または」を「差押え、記録命令付差押え又は」に、「当つては」を「当たつては」に、「または書類その他のもの」を「又は書類その他の物」に改める。

第百四十一条の見出し中「呈示」を「提示」に改め、同条第一項中「差押」を「差押え、記録命令付差押え」に、「または」を「又は」に、「当つては」を「当たつては」に改める。

第百四十三条の見出しを「（立会い）」に改め、同条第一項中「差押または」を「差押え、記録命令付差押え又は」に、「当つては」を「当たつては」に、「またはこれに代るべき」を「又はこれに代わるべき」に改め、同条第二項中「住居または」を「住居又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「差押または」を「差押え、記録命令付差押え又は」に、「当つては」を「当たつては」に、「またはこれらの者に代るべき」を「又はこれらの者に代わるべき」に、「隣人または」を「隣人又は」に改める。

第百四十四条の見出し中「立会」を「立会い」に改め、同条第一項中「差押または」を「差押え、記録命令付差押え又は」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

第百四十七条の次に次の一条を加える。

（協力要請）

第百四十七条の二　差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であつて、捜索を行うに当たつて必要があるときは、刑訴法第二百二十二条第一項において準用する同法第百十一条の二の規定に基づき、処分を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めるものとする。

「第三節　差押」を「第三節　差押え及び記録命令付差押え」に改める。

第百五十一条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条中「及び第二項」を「、第二項及び第三項」に改め、「差押え」の下に「及び記録命令付差押え」を、「差押調書」の下に「又は記録命令付差押調書」を加え、同条に次の一項を加える。

2　次に掲げる処分を行つた場合は、これらの処分を受けた者に対しても押収品目録交付書を交付しなければならない。

一　刑訴法第二百二十二条第一項において準用する同法第百十条の二の規定による処分を行つた場合

二　記録命令付差押え又は刑訴法第二百十八条第二項の規定による処分を行うに当たり記録媒体を警察官が用意した場合

第百五十二条を次のように改める。

（捜索に関する規定の準用）

第百五十二条　第百四十五条（第三者の立会）の規定は、差押えを行う場合について、第百四十七条（執行中の退去および出入禁止）、第百四十七条の二（協力要請）及び第百四十八条（捜索中止の場合の処置）の規定は、差押え又は記録命令付差押えを行う場合について、それぞれ準用する。

第百五十三条中「差押調書」の下に「又は記録命令付差押調書」を加える。

第百五十四条の見出し中「差押」を「差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条中「または」を「又は」に、「見込」を「見込み」に改め、同条に次の一項を加える。

2　犯罪に関係があると認められる電磁的記録を発見した場合において、その電磁的記録に係る記録媒体の所有者若しくは保管者又はその電磁的記録を保管する者その他その電磁的記録を利用する権限を有する者からその電磁的記録に係る記録媒体又はその電磁的記録を記録若しくは印刷させた記録媒体について任意の提出を受ける見込みがないと認めたときは、直ちにその電磁的記録に係る記録媒体に対する差押許可状又はその電磁的記録に対する記録命令付差押許可状の発付を請求するとともに、その隠匿、散逸等を防止するため適切な処置をとらなければならない。

第百五十四条の次に次の一条を加える。

（交付又は複写の許可）

第百五十四条の二　差押物について、刑訴法第二百二十二条第一項において準用する同法第百二十三条第三項の規定による交付又は複写の許可をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。

2　前項の交付又は複写の許可は、司法警察員たる警察官が行わなければならない。

3　第一項の交付又は複写の許可をするに当たつては、相手方から交付請書又は複写電磁的記録請書を徴しておくものとする。

4　差押えを受けた者が第一項の交付又は複写の許可を受ける権利を放棄する旨の意思を表示した場合は、電磁的記録に係る権利放棄書の提出を求めなければならない。

5　第一項の交付又は複写の許可に関して刑訴法第四百九十九条の二第一項において準用する同法第四百九十九条第二項の規定による公告をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。

6　前項の公告は、司法警察員たる警察官が行わなければならない。

第百五十八条第一項中「第百四十七条（執行中の退去および出入禁止）」の下に「、第百四十七条の二（協力要請）」を加え、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第百五十九条中「当つては、刑訴法第二百十八条第五項」を「当たつては、刑訴法第二百十八条第六項」に、「附した」を「付した」に改める。

第二百五十七条第一項、第二百五十九条及び第二百六十六条中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加える。

（国際捜査共助等に関する法律に関する書式例の一部改正）

第三条　国際捜査共助等に関する法律に関する書式例（昭和五十五年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

「第二十三号」を「第三十二号まで」に改める。